

頁	現行	改訂案	備考
8 9 10	<p>第1章 手続の流れ及び提出図書</p> <p>1 条例の手続の流れ（工事の着手まで）（特定大規模開発事業等及び特定中規模開発事業等の場合）</p>	<p>第1章 手続の流れ及び提出図書</p> <p>1 条例の手続の流れ（工事の着手まで）（特定大規模開発事業等及び特定中規模開発事業等の場合）</p>	<p>記載の修正 9ページ及び 10ページ も同様の修正</p>
9	<p>2 条例の手続の流れ（工事の着手まで）（特定小規模開発事業等の場合）</p>	<p>2 条例の手続の流れ（工事の着手まで）（特定小規模開発事業等の場合）</p>	<p>※排水施設にかかる事前協議結果通知書等が該当します。</p>

「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」・「盛土規制法の手引」・「都市計画法による開発許可の手引」意見等記入票

12 13	<p>(3) 開発事業構想書又は土石の堆積事業構想書 ア 開発事業構想書（第12節第5項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">付番</th> <th rowspan="2">添付図書</th> <th colspan="2">○：必要 □：場合により必要 —：不要</th> </tr> <tr> <th>正本</th> <th>副本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>開発事業構想書（規則第5号様式）</td><td>○</td><td>○ 6面除く</td></tr> <tr><td>2</td><td>委任状</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr><td>3</td><td>位置図</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>4</td><td>現況図</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>公図の写し</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6</td><td>土地利用計画図</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>7</td><td>造成計画平面図及び造成計画断面図</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>8</td><td>建築物の立面図</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>9</td><td>建築物の平面図及び断面図</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>10</td><td>地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr><td>11</td><td>開発事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr><td>12</td><td>周知に使用した図書</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>13</td><td>周知対象範囲及び地域住民等を示した図書</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr><td>14</td><td>開発事業の構想の変更の内容を示した図書</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>15</td><td>標識を撮影した写真（遠景及び近景）</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>16</td><td>その他市長が必要と認める図書</td><td>□</td><td>□</td></tr> </tbody> </table>	付番	添付図書	○：必要 □：場合により必要 —：不要		正本	副本	1	開発事業構想書（規則第5号様式）	○	○ 6面除く	2	委任状	□	—	3	位置図	○	○	4	現況図	○	○	5	公図の写し	○	○	6	土地利用計画図	□	□	7	造成計画平面図及び造成計画断面図	□	□	8	建築物の立面図	□	□	9	建築物の平面図及び断面図	□	□	10	地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）	□	—	11	開発事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）	□	—	12	周知に使用した図書			13	周知対象範囲及び地域住民等を示した図書	□	—	14	開発事業の構想の変更の内容を示した図書	□	□	15	標識を撮影した写真（遠景及び近景）	○	—	16	その他市長が必要と認める図書	□	□	<p>(3) 開発事業構想書又は土石の堆積事業構想書 ア 開発事業構想書（第12節第5項）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">付番</th> <th rowspan="2">添付図書</th> <th colspan="2">○：必要 □：場合により必要 —：不要</th> </tr> <tr> <th>正本</th> <th>副本</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>開発事業構想書（規則第5号様式）</td><td>○</td><td>○ 6面除く</td></tr> <tr><td>2</td><td>委任状</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr><td>3</td><td>位置図</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>4</td><td>現況図</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>5</td><td>公図の写し</td><td>○</td><td>○</td></tr> <tr><td>6</td><td>土地利用計画図</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>7</td><td>造成計画平面図及び造成計画断面図</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>8</td><td>建築物の立面図</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>9</td><td>建築物の平面図及び断面図</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>10</td><td>地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr><td>11</td><td>開発事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr><td>12</td><td>周知に使用した図書</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr><td>13</td><td>周知対象範囲及び地域住民等を示した図書</td><td>□</td><td>—</td></tr> <tr><td>14</td><td>開発事業の構想の変更の内容を示した図書</td><td>□</td><td>□</td></tr> <tr><td>15</td><td>標識を撮影した写真（遠景及び近景）</td><td>○</td><td>—</td></tr> <tr><td>16</td><td>その他市長が必要と認める図書</td><td>□</td><td>□</td></tr> </tbody> </table>	付番	添付図書	○：必要 □：場合により必要 —：不要		正本	副本	1	開発事業構想書（規則第5号様式）	○	○ 6面除く	2	委任状	□	—	3	位置図	○	○	4	現況図	○	○	5	公図の写し	○	○	6	土地利用計画図	□	□	7	造成計画平面図及び造成計画断面図	□	□	8	建築物の立面図	□	□	9	建築物の平面図及び断面図	□	□	10	地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）	□	—	11	開発事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）	□	—	12	周知に使用した図書	□	—	13	周知対象範囲及び地域住民等を示した図書	□	—	14	開発事業の構想の変更の内容を示した図書	□	□	15	標識を撮影した写真（遠景及び近景）	○	—	16	その他市長が必要と認める図書	□	□	<p>誤記の修正 「イ 土石の堆積事業構想書第12節第6項」の表も同様の修正</p>
付番	添付図書			○：必要 □：場合により必要 —：不要																																																																																																																																											
		正本	副本																																																																																																																																												
1	開発事業構想書（規則第5号様式）	○	○ 6面除く																																																																																																																																												
2	委任状	□	—																																																																																																																																												
3	位置図	○	○																																																																																																																																												
4	現況図	○	○																																																																																																																																												
5	公図の写し	○	○																																																																																																																																												
6	土地利用計画図	□	□																																																																																																																																												
7	造成計画平面図及び造成計画断面図	□	□																																																																																																																																												
8	建築物の立面図	□	□																																																																																																																																												
9	建築物の平面図及び断面図	□	□																																																																																																																																												
10	地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）	□	—																																																																																																																																												
11	開発事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）	□	—																																																																																																																																												
12	周知に使用した図書																																																																																																																																														
13	周知対象範囲及び地域住民等を示した図書	□	—																																																																																																																																												
14	開発事業の構想の変更の内容を示した図書	□	□																																																																																																																																												
15	標識を撮影した写真（遠景及び近景）	○	—																																																																																																																																												
16	その他市長が必要と認める図書	□	□																																																																																																																																												
付番	添付図書	○：必要 □：場合により必要 —：不要																																																																																																																																													
		正本	副本																																																																																																																																												
1	開発事業構想書（規則第5号様式）	○	○ 6面除く																																																																																																																																												
2	委任状	□	—																																																																																																																																												
3	位置図	○	○																																																																																																																																												
4	現況図	○	○																																																																																																																																												
5	公図の写し	○	○																																																																																																																																												
6	土地利用計画図	□	□																																																																																																																																												
7	造成計画平面図及び造成計画断面図	□	□																																																																																																																																												
8	建築物の立面図	□	□																																																																																																																																												
9	建築物の平面図及び断面図	□	□																																																																																																																																												
10	地域住民等から提出された意見書の写し（又は意見書の電磁的記録を用紙に出力したもの）	□	—																																																																																																																																												
11	開発事業者が地域住民等に交付又は送付した見解書の写し（又は見解書の電磁的記録を用紙に出力したもの）	□	—																																																																																																																																												
12	周知に使用した図書	□	—																																																																																																																																												
13	周知対象範囲及び地域住民等を示した図書	□	—																																																																																																																																												
14	開発事業の構想の変更の内容を示した図書	□	□																																																																																																																																												
15	標識を撮影した写真（遠景及び近景）	○	—																																																																																																																																												
16	その他市長が必要と認める図書	□	□																																																																																																																																												
30	<p>第3節 条例の手續に係る窓口、関係手續及び様式 1 手續の相談及び届出書・申請書等の提出先の窓口（担当部署） 条例の手續の事前相談、条例に係る届出書及び申請書等の提出先並びに条例第17条第1項又は第20条第1項の同意に係る審査等の窓口（担当部署）は、次の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発事業等</th> <th>担当部署</th> <th>TEL</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街化区域内の開発事業（「イ 大規模な共同住宅の建築」を除く。）及び土石の堆積事業</td> <td>建築局 宅地審査課 指導担当（方面別）</td> <td>—</td> <td rowspan="4">市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>北部（緑・青葉・都筑）</td> <td>045-671-4515</td> </tr> <tr> <td>西部（南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉）</td> <td>045-671-4516</td> </tr> <tr> <td>南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄）</td> <td>045-671-4517</td> </tr> <tr> <td></td> <td>東部（鶴見・神奈川・西・中・港北）</td> <td>045-671-4518</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域内の開発事業及び土石の堆積事業</td> <td>建築局 調整区域課 指導担当</td> <td>045-671-4521</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>開発事業のうち、「イ 大規模な共同住宅の建築」</td> <td>建築局 情報相談課 中高層担当</td> <td>045-671-2350</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業等	担当部署	TEL	窓口	市街化区域内の開発事業（「イ 大規模な共同住宅の建築」を除く。）及び土石の堆積事業	建築局 宅地審査課 指導担当（方面別）	—	市庁舎 25階	北部（緑・青葉・都筑）	045-671-4515	西部（南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉）	045-671-4516	南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄）	045-671-4517		東部（鶴見・神奈川・西・中・港北）	045-671-4518		市街化調整区域内の開発事業及び土石の堆積事業	建築局 調整区域課 指導担当	045-671-4521	市庁舎 25階	開発事業のうち、「イ 大規模な共同住宅の建築」	建築局 情報相談課 中高層担当	045-671-2350	市庁舎 25階	<p>第3節 条例の手續に係る窓口、関係手續及び様式 1 手續の相談及び届出書・申請書等の提出先の窓口（担当部署） 条例の手續の事前相談、条例に係る届出書及び申請書等の提出先並びに条例第17条第1項又は第20条第1項の同意に係る審査等の窓口（担当部署）は、次の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開発事業等</th> <th>担当部署</th> <th>TEL</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">市街化区域内の開発事業（「イ 大規模な共同住宅の建築」を除く。）及び土石の堆積事業</td> <td rowspan="4">建築局 宅地審査課 指導担当（方面別）</td> <td>北東部：緑、青葉、都筑、鶴見、西、中、港北、神奈川</td> <td rowspan="4">市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>045-671-4515</td> </tr> <tr> <td>045-671-4517</td> </tr> <tr> <td>南西部：港南、磯子、金沢、戸塚、栄、南、保土ヶ谷、旭、瀬谷、泉</td> </tr> <tr> <td>045-671-4516</td> <td></td> </tr> <tr> <td>045-671-4518</td> <td></td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域内の開発事業及び土石の堆積事業</td> <td>建築局 調整区域課 指導担当</td> <td>045-671-4521</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>開発事業のうち、「イ 大規模な共同住宅の建築」</td> <td>建築局 情報相談課 中高層担当</td> <td>045-671-2350</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> </tbody> </table>	開発事業等	担当部署	TEL	窓口	市街化区域内の開発事業（「イ 大規模な共同住宅の建築」を除く。）及び土石の堆積事業	建築局 宅地審査課 指導担当（方面別）	北東部：緑、青葉、都筑、鶴見、西、中、港北、神奈川	市庁舎 25階	045-671-4515	045-671-4517	南西部：港南、磯子、金沢、戸塚、栄、南、保土ヶ谷、旭、瀬谷、泉	045-671-4516		045-671-4518		市街化調整区域内の開発事業及び土石の堆積事業	建築局 調整区域課 指導担当	045-671-4521	市庁舎 25階	開発事業のうち、「イ 大規模な共同住宅の建築」	建築局 情報相談課 中高層担当	045-671-2350	市庁舎 25階	<p>担当割り振り変更のため</p>																																																																																											
開発事業等	担当部署	TEL	窓口																																																																																																																																												
市街化区域内の開発事業（「イ 大規模な共同住宅の建築」を除く。）及び土石の堆積事業	建築局 宅地審査課 指導担当（方面別）	—	市庁舎 25階																																																																																																																																												
	北部（緑・青葉・都筑）	045-671-4515																																																																																																																																													
	西部（南・保土ヶ谷・旭・瀬谷・泉）	045-671-4516																																																																																																																																													
	南部（港南・磯子・金沢・戸塚・栄）	045-671-4517																																																																																																																																													
	東部（鶴見・神奈川・西・中・港北）	045-671-4518																																																																																																																																													
市街化調整区域内の開発事業及び土石の堆積事業	建築局 調整区域課 指導担当	045-671-4521	市庁舎 25階																																																																																																																																												
開発事業のうち、「イ 大規模な共同住宅の建築」	建築局 情報相談課 中高層担当	045-671-2350	市庁舎 25階																																																																																																																																												
開発事業等	担当部署	TEL	窓口																																																																																																																																												
市街化区域内の開発事業（「イ 大規模な共同住宅の建築」を除く。）及び土石の堆積事業	建築局 宅地審査課 指導担当（方面別）	北東部：緑、青葉、都筑、鶴見、西、中、港北、神奈川	市庁舎 25階																																																																																																																																												
		045-671-4515																																																																																																																																													
		045-671-4517																																																																																																																																													
		南西部：港南、磯子、金沢、戸塚、栄、南、保土ヶ谷、旭、瀬谷、泉																																																																																																																																													
045-671-4516																																																																																																																																															
045-671-4518																																																																																																																																															
市街化調整区域内の開発事業及び土石の堆積事業	建築局 調整区域課 指導担当	045-671-4521	市庁舎 25階																																																																																																																																												
開発事業のうち、「イ 大規模な共同住宅の建築」	建築局 情報相談課 中高層担当	045-671-2350	市庁舎 25階																																																																																																																																												
30	<p>第3節 条例の手續に係る窓口、関係手續及び様式 2 条例第18条第2項各号の整備基準の窓口（担当部署） 条例第18条第2項各号の整備基準への適合確認に係る審査・検査等の窓口（担当部署）は、次の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備基準</th> <th>担当部署</th> <th>TEL</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>※市外局番 045（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路状空地（第1号）</td> <td rowspan="2">道路局 路政課</td> <td>北部：鶴・神・西・保・旭・港北・緑・青・都</td> <td rowspan="2">市庁舎 22階</td> </tr> <tr> <td>671-2766</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>南部：中・南・港南・磯・金・戸・栄・泉・瀬</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>671-2767</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歩道状空地（第2号）</td> <td>建築局 情報相談課</td> <td>市街化区域の場合</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>建築局 調整区域課</td> <td>市街化調整区域の場合</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自由利用空地（第3号）</td> <td>建築局 情報相談課</td> <td>市街化区域の場合</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>建築局 調整区域課</td> <td>市街化調整区域の場合</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>緑化空地（第4号）</td> <td>みどり環境局 公園緑地管理課 公園緑化協議担当</td> <td>671-2647</td> <td>市庁舎 27階</td> </tr> <tr> <td>雨水流出抑制施設（第5号）</td> <td>下水道河川局 河川流域管理課 協議指導担当</td> <td>671-2898</td> <td>市庁舎 21階</td> </tr> </tbody> </table>	整備基準	担当部署	TEL	窓口			※市外局番 045（略）		道路状空地（第1号）	道路局 路政課	北部：鶴・神・西・保・旭・港北・緑・青・都	市庁舎 22階	671-2766			南部：中・南・港南・磯・金・戸・栄・泉・瀬				671-2767		歩道状空地（第2号）	建築局 情報相談課	市街化区域の場合	市庁舎 25階	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	市庁舎 25階	自由利用空地（第3号）	建築局 情報相談課	市街化区域の場合	市庁舎 25階	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	市庁舎 25階	緑化空地（第4号）	みどり環境局 公園緑地管理課 公園緑化協議担当	671-2647	市庁舎 27階	雨水流出抑制施設（第5号）	下水道河川局 河川流域管理課 協議指導担当	671-2898	市庁舎 21階	<p>第3節 条例の手續に係る窓口、関係手續及び様式 2 条例第18条第2項各号の整備基準の窓口（担当部署） 条例第18条第2項各号の整備基準への適合確認に係る審査・検査等の窓口（担当部署）は、次の表のとおりです。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>整備基準</th> <th>担当部署</th> <th>TEL</th> <th>窓口</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td>※市外局番 045（略）</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">道路状空地（第1号）</td> <td rowspan="2">道路局 路政課</td> <td>北部：鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑</td> <td rowspan="2">市庁舎 22階</td> </tr> <tr> <td>671-2766</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>南部：中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>671-2767</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">歩道状空地（第2号）</td> <td>建築局 情報相談課</td> <td>市街化区域の場合</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>建築局 調整区域課</td> <td>市街化調整区域の場合</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自由利用空地（第3号）</td> <td>建築局 情報相談課</td> <td>市街化区域の場合</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>建築局 調整区域課</td> <td>市街化調整区域の場合</td> <td>市庁舎 25階</td> </tr> <tr> <td>緑化空地（第4号）</td> <td>みどり環境局 公園緑地管理課 公園緑化協議担当</td> <td>671-2647</td> <td>市庁舎 27階</td> </tr> <tr> <td>雨水流出抑制施設（第5号）</td> <td>下水道河川局 河川流域管理課 協議指導担当</td> <td>671-2898</td> <td>市庁舎 21階</td> </tr> </tbody> </table>	整備基準	担当部署	TEL	窓口			※市外局番 045（略）		道路状空地（第1号）	道路局 路政課	北部：鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑	市庁舎 22階	671-2766			南部：中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷				671-2767		歩道状空地（第2号）	建築局 情報相談課	市街化区域の場合	市庁舎 25階	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	市庁舎 25階	自由利用空地（第3号）	建築局 情報相談課	市街化区域の場合	市庁舎 25階	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	市庁舎 25階	緑化空地（第4号）	みどり環境局 公園緑地管理課 公園緑化協議担当	671-2647	市庁舎 27階	雨水流出抑制施設（第5号）	下水道河川局 河川流域管理課 協議指導担当	671-2898	市庁舎 21階	<p>文言の整理</p>																																																						
整備基準	担当部署	TEL	窓口																																																																																																																																												
		※市外局番 045（略）																																																																																																																																													
道路状空地（第1号）	道路局 路政課	北部：鶴・神・西・保・旭・港北・緑・青・都	市庁舎 22階																																																																																																																																												
		671-2766																																																																																																																																													
		南部：中・南・港南・磯・金・戸・栄・泉・瀬																																																																																																																																													
		671-2767																																																																																																																																													
歩道状空地（第2号）	建築局 情報相談課	市街化区域の場合	市庁舎 25階																																																																																																																																												
	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	市庁舎 25階																																																																																																																																												
自由利用空地（第3号）	建築局 情報相談課	市街化区域の場合	市庁舎 25階																																																																																																																																												
	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	市庁舎 25階																																																																																																																																												
緑化空地（第4号）	みどり環境局 公園緑地管理課 公園緑化協議担当	671-2647	市庁舎 27階																																																																																																																																												
雨水流出抑制施設（第5号）	下水道河川局 河川流域管理課 協議指導担当	671-2898	市庁舎 21階																																																																																																																																												
整備基準	担当部署	TEL	窓口																																																																																																																																												
		※市外局番 045（略）																																																																																																																																													
道路状空地（第1号）	道路局 路政課	北部：鶴見・神奈川・西・保土ヶ谷・旭・港北・緑・青葉・都筑	市庁舎 22階																																																																																																																																												
		671-2766																																																																																																																																													
		南部：中・南・港南・磯子・金沢・戸塚・栄・泉・瀬谷																																																																																																																																													
		671-2767																																																																																																																																													
歩道状空地（第2号）	建築局 情報相談課	市街化区域の場合	市庁舎 25階																																																																																																																																												
	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	市庁舎 25階																																																																																																																																												
自由利用空地（第3号）	建築局 情報相談課	市街化区域の場合	市庁舎 25階																																																																																																																																												
	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	市庁舎 25階																																																																																																																																												
緑化空地（第4号）	みどり環境局 公園緑地管理課 公園緑化協議担当	671-2647	市庁舎 27階																																																																																																																																												
雨水流出抑制施設（第5号）	下水道河川局 河川流域管理課 協議指導担当	671-2898	市庁舎 21階																																																																																																																																												

「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」・「盛土規制法の手引」・「都市計画法による開発許可の手引」意見等記入票

遊水地等（第6号）	下水道河川局 管路保全課 開発調整担当 ※ 開発事業区域の面積が 1,000 m ² 未満の場合は、各区土木事務所が担当部署です。	671-2833	市庁舎 27 階	遊水地等（第6号）	下水道河川局 管路保全課 開発調整担当 ※ 開発事業区域の面積が 1,000 m ² 未満で 開発事業と同時に下水道施設の帰属、払下げ又は区分地上権設定の手続きがない 場合は、各区土木事務所が担当部署です。	671-2833	市庁舎 27 階				
防火水槽（第7号）	消防局 警防課	334-6715	保土ヶ谷区川辺町2-20	防火水槽（第7号）	消防局 警防課	334-6715	保土ヶ谷区川辺町2-20				
集会施設（第8号）	建築局 情報相談課	開発事業のうち「イ 大規模な共同住宅の建築」の場合		671-2350	市庁舎 25 階	集会施設（第8号）	建築局 情報相談課	開発事業のうち「イ 大規模な共同住宅の建築」の場合		671-2350	市庁舎 25 階
	建築局 宅地審査課	市街化区域における開発事業（「イ 大規模な共同住宅の建築」の場合を除く。）の場合		第1号を参照。	市庁舎 25 階		建築局 宅地審査課	市街化区域における開発事業（「イ 大規模な共同住宅の建築」の場合を除く。）の場合		第1号を参照。	市庁舎 25 階
	建築局 調整区域課	市街化調整区域における開発事業の場合		671-4521	市庁舎 25 階		建築局 調整区域課	市街化調整区域における開発事業の場合		671-4521	市庁舎 25 階
斜面地開発行為の制限（第9号）	盛土の制限・空地	建築局 宅地審査課	市街化区域の場合	第1号を参照。	市庁舎 25 階	斜面地開発行為の制限（第9号）	盛土の制限・空地	建築局 宅地審査課	市街化区域の場合	第1号を参照。	市庁舎 25 階
	緑化	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	671-4521	市庁舎 25 階		緑化	建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	671-4521	市庁舎 25 階
建築物の敷地面積の最低限度（第10号）		建築局 宅地審査課	市街化区域の場合	第1号を参照。	市庁舎 25 階	建築物の敷地面積の最低限度（第10号）		建築局 宅地審査課	市街化区域の場合	第1号を参照。	市庁舎 25 階
		建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	671-4521	市庁舎 25 階			建築局 調整区域課	市街化調整区域の場合	671-4521	市庁舎 25 階
道路の構造（切下げ・切上げ等）（第11号）	各区土木事務所（該当区の土木事務所にお問合せ下さい。）土木事務所の一覧（横浜市ウェブサイト） https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/doro/sonota/20140225170306.html ※ 道路状空地（第1号）の整備基準が適用される場合の協議の提出先は道路局路政課です。										
道路の構造（切下げ・切上げ等）（第11号）	各区土木事務所（該当区の土木事務所にお問合せ下さい。）土木事務所の一覧（横浜市ウェブサイト） https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/yokohamashi/org/doro/sonota/20140225170306.html ※ 道路状空地（第1号）の整備基準が適用される場合の協議の提出先は道路局路政課です。										

37	2 標識の設置方法（条例第9条1項及び規則第6条） (3) 設置箇所等	<p>図：開発事業区域が道路に接する開発事業（特定小規模開発事業等以外のもの。）の場合の標識の設置方法</p>	2 標識の設置方法（条例第9条1項及び規則第6条） (3) 設置箇所等	<p>図1：標識の大きさ（特定小規模開発事業等以外） 図2：標識の設置箇所</p>	文言の整理
----	--	---	--	---	-------

42 56 77 83	第6節 標識設置届出書	<p>表：標識設置届出書に係る図書（開発事業の場合）</p> <table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>土地利用計画図</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 次の開発事業の場合は、添付は不要です。 (1) 「エ 宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの (2) 都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業（土地区画整理事業等の場合） (3) 条例第 3 条各号に規定する開発事業（墓地等又は都市再生事業の場合） 方位、開発事業区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物、公共施設用地の境界、用途及び形状、建築物又は土地利用（公益用地及び公益的施設用地を含む。）の用途、建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高並びに条例第 18 条第 2 項の規定により整備する空地等の境界、位置及び形状を明示し、開発事業区域の境界を赤色で示すこととします。 </td> </tr> </table>	6	土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> 次の開発事業の場合は、添付は不要です。 (1) 「エ 宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの (2) 都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業（土地区画整理事業等の場合） (3) 条例第 3 条各号に規定する開発事業（墓地等又は都市再生事業の場合） 方位、開発事業区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物、公共施設用地の境界、用途及び形状、建築物又は土地利用（公益用地及び公益的施設用地を含む。）の用途、建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高並びに条例第 18 条第 2 項の規定により整備する空地等の境界、位置及び形状を明示し、開発事業区域の境界を赤色で示すこととします。 	第6節 標識設置届出書	<p>表：標識設置届出書に係る図書（開発事業の場合）</p> <table border="1"> <tr> <td>6</td> <td>土地利用計画図</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 次の開発事業の場合は、添付は不要です。 (1) 「エ 宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの (2) 都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業（土地区画整理事業等の場合） (3) 条例第 3 条各号に規定する開発事業（墓地等又は都市再生事業の場合） 方位、開発事業区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物、公共施設用地の境界、用途及び形状、建築物又は土地利用（公益用地及び公益的施設用地を含む。）の用途、建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高、予定建築物の階数及び戸数、地下車庫及び駐車場の位置・台数並びに条例第 18 条第 2 項の規定により整備する空地等の境界、位置、形状及び名称を明示し、凡例で示すこととし、 </td> </tr> </table>	6	土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> 次の開発事業の場合は、添付は不要です。 (1) 「エ 宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの (2) 都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業（土地区画整理事業等の場合） (3) 条例第 3 条各号に規定する開発事業（墓地等又は都市再生事業の場合） 方位、開発事業区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物、公共施設用地の境界、用途及び形状、建築物又は土地利用（公益用地及び公益的施設用地を含む。）の用途、建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高、予定建築物の階数及び戸数、地下車庫及び駐車場の位置・台数並びに条例第 18 条第 2 項の規定により整備する空地等の境界、位置、形状及び名称を明示し、凡例で示すこととし、 	運用の明確化
6	土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> 次の開発事業の場合は、添付は不要です。 (1) 「エ 宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの (2) 都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業（土地区画整理事業等の場合） (3) 条例第 3 条各号に規定する開発事業（墓地等又は都市再生事業の場合） 方位、開発事業区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物、公共施設用地の境界、用途及び形状、建築物又は土地利用（公益用地及び公益的施設用地を含む。）の用途、建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高並びに条例第 18 条第 2 項の規定により整備する空地等の境界、位置及び形状を明示し、開発事業区域の境界を赤色で示すこととします。 									
6	土地利用計画図	<ul style="list-style-type: none"> 次の開発事業の場合は、添付は不要です。 (1) 「エ 宅地造成及び特定盛土等」に該当する開発事業のうち開発事業区域の面積が 500 m²未満であるもの (2) 都市計画法第 29 条第 1 項第 4 号から第 11 号までに規定する開発行為に該当する開発事業（土地区画整理事業等の場合） (3) 条例第 3 条各号に規定する開発事業（墓地等又は都市再生事業の場合） 方位、開発事業区域及びその周辺の土地の境界、用途、標高、地形及び地物、公共施設用地の境界、用途及び形状、建築物又は土地利用（公益用地及び公益的施設用地を含む。）の用途、建築物その他の土地利用に供する敷地の街区又は区画番号、面積、境界及び標高、予定建築物の階数及び戸数、地下車庫及び駐車場の位置・台数並びに条例第 18 条第 2 項の規定により整備する空地等の境界、位置、形状及び名称を明示し、凡例で示すこととし、 									

「横浜市開発事業等の調整等に関する条例の手引」 ・ 「盛土規制法の手引」 ・ 「都市計画法による開発許可の手引」 意見等記入票

		<ul style="list-style-type: none"> ・ 予定する建築物が一戸建ての住宅以外の建築物の場合又は建築物で崖を覆う場合は、建築物の位置及び形状を明示することとします。(開発事業に関する工事の完了時に、予定する建築物の建築が完了していない場合は、建築物の位置及び形状を破線で記載することとします。) ・ 縮尺は1,000分の1以上とすることとします。 			<p>開発事業区域の境界を赤色で示すこととします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 予定する建築物が一戸建ての住宅以外の建築物の場合又は建築物で崖を覆う場合は、建築物の位置及び形状を明示することとします。(開発事業に関する工事の完了時に、予定する建築物の建築が完了していない場合は、建築物の位置及び形状を破線で記載することとします。) ・ 縮尺は1,000分の1以上とすることとします。 	
56	<p>(1) 開発事業の場合の周知資料</p> <p>特定大規模開発事業等又は特定中規模開発事業等の場合において、開発事業者又は土石の堆積事業者は、開発事業の場合は次の第1号に掲げる周知資料を、土石の堆積事業の場合は第2号に掲げる周知資料を使用して説明会の開催又は戸別訪問等の周知を行わなければなりません。</p> <p>※ 次の第1号及び第2号に掲げる周知資料以外に、他法令若しくは条例等の規定により、又は任意でその他資料も使用して周知してもかまいません。この条例の周知資料と、他法令若しくは条例等の規定による周知資料を併せて使用又は配布する場合は、この条例で周知が必要な事項を明確にしてください。</p>		<p>(1) 開発事業の場合の周知資料</p> <p>特定大規模開発事業等又は特定中規模開発事業等の場合において、開発事業者又は土石の堆積事業者は、開発事業の場合は次の第1号に掲げる周知資料を、土石の堆積事業の場合は第2号に掲げる周知資料を使用して説明会の開催又は戸別訪問等の周知を行わなければなりません。</p> <p>※ 次の第1号及び第2号に掲げる周知資料以外に、他法令若しくは条例等の規定により、又は任意でその他資料も使用して周知してもかまいません。この条例の周知資料と、他法令若しくは条例等の規定による周知資料を併せて使用又は配布する場合は、この条例で周知が必要な事項を明確にしてください。</p> <p><u>※ 説明会の開催による周知をする場合は、次の第1号及び第2号に掲げる周知資料とともに、第9節第3項第1号の説明会の開催通知書を配布してください。</u></p>	注意喚起のため記載		
P153	<p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第7節 雨水流出抑制施設 (条例第18条第2項第5号)</p> <p>【基準】1(4)</p> <p>計画対象降雨については、横浜地方気象台の降雨強度～継続時間曲線 (以下「確率降雨強度曲線」という) によって求めるものとし、30年確率降雨を使用するものとする。<u>ただし、将来改修計画が30年確率降雨未満の河川流域については10年確率降雨を使用するものとする。</u></p>		<p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第7節 雨水流出抑制施設 (条例第18条第2項第5号)</p> <p>【基準】1(4)</p> <p>計画対象降雨については、横浜地方気象台の降雨強度～継続時間曲線 (以下「確率降雨強度曲線」という) によって求めるものとし、30年確率降雨を使用するものとする。</p>	協議を行う河川において、改修計画が30年未満のものが無いため記載を削除		
177	<p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第8節 遊水池等</p> <p>【基準】</p> <p>3 開発事業区域内の下水量の算定は次のとおりとする。</p> <p>(2) 計画雨水量の算定</p> <p>イ 降雨強度 (中略)</p> <p>t : 流達時間 (min) t : $t = t_e + \Sigma [Li / (60 \cdot Vi)]$ (1500㎡未満はt=5分とする。)</p>		<p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第8節 遊水池等</p> <p>【基準】</p> <p>3 開発事業区域内の下水量の算定は次のとおりとする。</p> <p>(2) 計画雨水量の算定</p> <p>イ 降雨強度 (中略)</p> <p>t : 流達時間 (min) t : $t = t_e + \Sigma [Li / (60 \cdot Vi)]$ (<u>排水面積1,500㎡未満は原則</u>t=5分とする。)</p>	文言の整理		
178	<p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第8節 遊水池等</p> <p>【基準】</p> <p>5 遊水池等の設置基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開発事業区域を含む雨水流出量と接続する下水道・排水路等の排水能力を比較し、接続する下水道・排水路等の排水能力が不足する場合は、開発事業区域内に遊水池等を設置する。</p> <p>ただし、接続する下水道・排水路等の改良等により排水能力不足を解消する場合は、この限りではない。</p>		<p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第8節 遊水池等</p> <p>【基準】</p> <p>5 遊水池等の設置基準については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 開発事業区域を含む雨水流出量と接続する下水道・排水路等の排水能力を比較し、接続する下水道・排水路の排水能力が不足し、<u>放流先周辺で溢水が生じるおそれがある</u>場合は、開発事業区域内に遊水池等を設置する。</p> <p>ただし、接続する下水道・排水路等の改良等により排水能力不足を解消する場合は、この限りではない。</p>	運用の明確化		
190	<p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第10節 集会施設 (条例第18条第2項第8号)</p> <p>【解説】</p> <p>住戸数が100戸以上の共同住宅に居住することとなる住民が地域活動や管理活動などを行えるよう、集会施設を整備することとしています。</p> <p>～～～</p> <p>集会施設は、共同住宅の中に設けることを原則としますが、建築基準法上支障がなければ、独立した集会所として設けることも可能です。集会施設には、便所、給湯室、物置・倉庫を設けてください。</p> <p>なお、集会施設は円滑な住民活動の場として設置することから、<u>ホール等他の用途と併用することはできません。</u></p>		<p>第4章 開発事業の整備基準</p> <p>第10節 集会施設 (条例第18条第2項第8号)</p> <p>【解説】</p> <p>住戸数が100戸以上の共同住宅に居住することとなる住民が地域活動や管理活動などを行えるよう、集会施設を整備することとしています。</p> <p>～～～</p> <p>集会施設は、共同住宅の中に設けることを原則としますが、建築基準法上支障がなければ、独立した集会所として設けることも可能です。集会施設には、便所、給湯室、物置・倉庫を設けてください。</p> <p>なお、集会施設は円滑な住民活動の場として設置することから、<u>エントランスホール等の他の部分とは壁で区画された部屋とすること。</u></p>	運用の明確化		